

独立行政法人・国立大学法人・大学共同利用機関法人等  
関係者の審議への参画について（申合せ）（案）

平成 17 年 11 月 日  
政策評価・独立行政法人評価委員会

政策評価・独立行政法人評価委員会においては、審議にあたり、これまで専門性等の観点から適切な人材の活用を図ってきているところであるが、今般、国立大学法人等の評価対象法人が増加したことに伴い、独立行政法人・国立大学法人・大学共同利用機関法人等に関係する委員の審議・議決への関与・参加について、外観の上からも評価の中立・公正性をより確保する観点から、以下のとおり申し合わせることにする。

政策評価・独立行政法人評価委員会に参加する委員（委員・臨時委員・専門委員の別を問わない。）が、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本司法支援センター及び日本私立学校振興・共済事業団の助成業務（以下「法人等」という。）に係る役員又は常勤の職員、法人等の運営を審議する外部委員、法人等の会計監査人（監査に関与する者として監査補助者、意見審査担当者を含む。）又は法人等の会計監査人が所属する監査法人内部の同一の部門に所属している者の場合、当該委員の法人等に関する審議・議決への関与・参加については次のとおりとする。

- 当該委員は、当該法人等に関する政策評価・独立行政法人評価委員会（独立行政法人評価分科会を含む。以下同じ。）における評価作業には関与しない。
- 当該委員は、当該法人等に関する政策評価・独立行政法人評価委員会における審議において、当該法人等に関する意見を述べることを差し控える。ただし、委員長からの求めがある場合はこの限りではない。
- 当該委員は、当該法人等に関する政策評価・独立行政法人評価委員会における議決には参加しない。

なお、

- 法人等の役員又は常勤の職員、法人等の運営を審議する外部委員、法人等の会計監査人（監査に関与する者として監査補助者、意見審査担当者を含む。）又は法人等の会計監査人が所属する監査法人内部の同一の部門に所属している者に該当するに至った委員は、その旨を独立行政法人評価分科会に報告する。
- その他、法人等との関係上、評価の中立・公正性を確保する観点から審議・議決への関与・参加について検討が必要と思われる場合は、独立行政法人評価分科会長に相談するものとする。

独立行政法人・国立大学法人・大学共同利用機関法人等  
関係者の審議への参画について（申合せ）

平成 17 年 5 月 13 日  
政策評価・独立行政法人評価委員会  
独立行政法人評価分科会

独立行政法人評価分科会においては、審議にあたり、これまで専門性等の観点から適切な人材の活用を図ってきているところであるが、今般、国立大学法人等の評価対象法人が増加したことに伴い、独立行政法人・国立大学法人・大学共同利用機関法人等に関係する委員の審議・議決への関与・参加について、外観の上からも評価の中立・公正性をより確保する観点から、以下のとおり申し合わせることにする。

独立行政法人評価分科会に参加する委員（委員・臨時委員・専門委員の別を問わない。）が、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本司法支援センター及び日本私立学校振興・共済事業団の助成業務（以下「法人等」という。）に係る役員又は常勤の職員、法人等の運営を審議する外部委員、法人等の会計監査人（監査に関与する者として監査補助者、意見審査担当者を含む。）又は法人等の会計監査人が所属する監査法人内部の同一の部門に所属している者の場合、当該委員の法人等に関する審議・議決への関与・参加については次のとおりとする。

- 当該委員は、当該法人等に関する独立行政法人評価分科会における評価作業には関与しない。
- 当該委員は、当該法人等に関する独立行政法人評価分科会における審議において、意見を述べることを差し控える。ただし、分科会長からの求めがある場合はこの限りではない。
- 当該委員は、当該法人等に関する独立行政法人評価分科会における議決には参加しない。

なお、

- 法人等の役員又は常勤の職員、法人等の運営を審議する外部委員、法人等の会計監査人（監査に関与する者として監査補助者、意見審査担当者を含む。）又は法人等の会計監査人が所属する監査法人内部の同一の部門に所属している者に該当するに至った委員は、その旨を独立行政法人評価分科会に報告する。
- その他、法人等との関係上、評価の中立・公正性を確保する観点から審議・議決への関与・参加について検討が必要と思われる場合は、独立行政法人評価分科会長に相談するものとする。